

# 春季火災予防運動について



『ひとつずつ いいね！で確認 火の用心』を統一防火標語として全国一斉に春季火災予防運動が実施されます。

**1 期 間** 令和2年3月1日（日）から3月7日（土）までの7日間

**2 推進項目** ① 住宅防火対策の推進 ② 放火火災防止対策の推進

## ① 住宅用火災警報器を備えましたか？

消防法の改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。住宅用火災警報器を備えていたことで、大切な命や財産を守ることができた事例が報告されていますので、未設置世帯では早急の設置をお願いします。

また、設置義務化から10年以上が経過したことから、電池切れによる警報音の鳴動を火災と勘違いしての119番通報も増えてきています。

一般のご家庭では、電池式の火災警報器が主流となっていますので、今一度確認を実施し、安心して暮らせる住宅防火を心がけて下さい。

- ◆ まずは火災かどうか、周囲の状況をよく見て、煙や臭気がなく安全であることを確認しましょう。
- ◆ 飯塚地区消防本部管内で発生した住宅用火災警報器の奏功事例については、飯塚地区消防本部のホームページ (<http://www.iizuka119.jp/>) に掲載しています。



## ② 放火火災被害の軽減するために・・・

放火による火災は、全国的に毎年高い割合の出火原因となっています。放火火災被害を軽減するためには、放火されない環境づくりが重要となります。下記事項の対策により、一人ひとりが放火火災に対する注意を心がけるとともに、町内会等と住民が一体となって放火火災防止対策に取り組みましょう。

- ◆ 屋外に可燃物（古新聞、雑誌等）を放置しない。
- ◆ 自動車やバイク等のボディカバーは防災品を使用する。
- ◆ 消火器を設置する。
- ◆ センサー付き照明等の防犯設備を設置する。

### ※ガソリンの購入について

消防法令の改正により、ガソリンスタンドにおいてガソリンを携行缶で購入する場合、**本人確認等**を行うことが義務付けられました。ご協力をお願いします。

（危険物の規制に関する規則第39条の3の2 令和2年2月1日施行）

# 『住宅防火 いのちを守る 7つのポイント』

－ 3つの習慣・4つの対策－

## 3つの習慣

- 1 寝たばこは、絶対やめる。
- 2 ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- 3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

## 4つの対策

- 1 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 2 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 3 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

### 《住宅防火いのちを守る7つのポイントの意義》

●火災を発生させない、燃え広がらせない  
(習慣1～3、対策2)



●早く知る・気づく (対策1)



●火災の初期の段階で消火する (対策3)  
・一般的に人の背の高さより小さい火炎に対する消火



●危ないと判断したら、すばやく避難する ※  
・火炎が天井に達した、煙が充満、初期消火に失敗した等

隣近所の協力  
による対応  
(対策4)

※日頃から火災時の避難の方法・経路等について検討しておくことが重要